十、山田商店こと山田正敏に対する件

昭和四十三年(排)第三号

排除命令

長野県小県郡東部町田中三百三十番地
山田商店こと
山田正敏

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、山田商店こと山田正敏は、その販売する小売価額二百円の「甘露あんず」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額二百円の「甘露あんず」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約四十五・五パーセントに相当する部分にしかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただ

し、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

山田商店こと山田正敏（以下「山田商店」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、観光土産品の製造、販売業を営む事業者である。

山田商店は、小売価額二百円の「甘露あんず」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十年九月頃から自社工場において製造し、長野県、静岡県、群馬県およびその他の地域に販売している。

当該商品は、一個毎に透明なセロハン紙で包まれたあんずの甘露煮が縦二十五・二センチメートル、横十八・一センチメートル、高さ二・二センチメートル（総容積約千四・五立方センチメートル）の包装箱一面にならべられ、その上にあんずの絵および甘露あんずと標示した縦十八センチメートル、横三・九センチメートルの短冊状の紙がのせられており、またその包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれ、包装箱の周囲は幅約一・八センチメートルの縁取りがほどこされており、あたかも外見からは、当該あんずが包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記縁取りの下に幅一・六センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・五センチメートルの段ボール紙二枚をもつてあげ底されたうえ、あんずと同系色のうすいボール紙が敷かれており、その上に前記短冊上の紙の下を除く部分にあんずが三十一個詰められたものであり、結局、あんずは包装箱の総容積の約四十五・五パーセントの部分にならべたものにすぎない。

よつて、山田商店は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される

表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、山田商店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子


めんず